

入会及び退会に関する規則

(目的)

第1条 定款第11条第1項に規定する入会及び第16条に規定する退会に関する規則(以下「本規則」という。)を定める。

(入会申込)

第2条 当法人に入会を希望するマンション管理士は、本規則様式1の入会申込書に記入し、定款第12条第3項に規定する申込書類を添付して、理事長に提出する。

(入会承認)

第3条 理事長は、前条の入会申込書及び申込書類を審査し、理事会決議を経て、入会を承認する。

ただし、入会申込書及び添付資料に不実の記載があったときは、入会を取消すことができるものとする。

2 理事長は、前項の入会承認をしたときは、速やかに、本規則様式2の入会承認書を、本人に送付する。

(日管連への登録)

第4条 前条の入会承認された会員は、定款第12条に規定する、日管連の登録マンション管理士としての登録及び第13条第3項に規定する登録料の納入は、当法人を経由して行うものとする。

2 前項に関する登録の書式及び登録料納入の方法については、別紙添付の「日管連マンション管理士の登録規程」に基づいて行うものとする。

(誓約事項)

第5条 当法人の会員は、次の各号に定める事項を誓約しなければならない。

一 当法人の定款、細則、規則及び規程並びに日管連倫理規程を遵守すること。

二 当法人以外のマンション管理士会(類似の名称を冠した団体を含む)に、重複して入会しないこと。

三 当法人の入会申込書裏面の届出書記載の会員名簿登録の住所が存する支部に所属し、二以上の支部に重複して入会しないこと。

四 当法人に入会する前に所属していた又は入会したことがあるマンション管理士会の年会費等の滞納がないこと。

五 定款第18条第10条に規定する、同条第2項第四号の退会勧告を受けて当法人を退会した日から2年間及び第五号の除名をされた者が、除名決定の日から4年間を、それぞれ経過していること。

ただし、日管連の他の会員会及び非会員会の退会又は除名処分をうけた場合も同様とする。

六 暴力団等反社会的勢力の構成員又は関係者でないこと。

2 東京都に勤務先(マンション管理士の事務所を除く。)がある場合、定款附則第7条の特例に基づいて当法人に入会を希望するマンション管理士は、平成28年8月31日まで当法人に所属することができる。ただし、重複して他の会員会に所属することはできない。

3 前項の附則第7条の特例に基づく入会申請書を提出するマンション管理士は、入会申請書に本規則様式3の届出書に添付して、勤務先を証する書面を提出しなければならない。

(入会金及び年会費)

第6条 当法人の入会金及び年会費については、別に定める、「入会金及び年会費に関する規程」に基づくものとする。

(変更の届出)

第7条 会員は、住所、氏名、又は事務所等の入会申込書及び添付書類に変更があったときは、遅滞なく、本規則様式4を添付資料と共に理事長に届け出なければならない。

2 会員は、定款第12条第2項に規定する日管連マンション管理士登録申請書記載事項及び第3項に規定する添付書類に変更があったときは、日管連登録マンション管理士の登録規程第7項に規定する変更登録申請書及び第8項に規定する添付書類を、当法人を経由して提出しなければならない。

(退会届)

第8条 会員は、退会するときは、本規則様式5の退会届を理事長に提出しなければならない。

ただし、退会届提出時に年会費等の未納がある場合は、清算しなければならない。

2 退会後においても、年会費等の未納がある場合には、退会後においても債務を免れることはできないものとする。

3 既に納入した入会金、年会費等及び日管連登録料は返還しないものとする。

4 理事長は退会者に対して、本規則様式6の退会通知書を送付する。

(本規則の改廃)

第9条 本規則の改定又は廃止は、理事会決議によって決定する。

(本規則の発効)

第10条 本規則は、平成27年3月1日から発効する。

附則

(本規則改定の発効)

第1条 本規則は、平成27年6月16日から発行する。

以上